○質問 山下勝博議員「多額の浄化槽修理費に分割を」

町では、合併処理浄化槽により台所やトイレ・風呂場・洗濯機などから排出される生活雑排水を 浄化処理し、水質低下を抑制した水を河川や水路などの水域に放流するなど、下水道で網羅出来な い区域の水環境保全に努力いただいているところです。

そのため、町は普及助成として合併処理浄化槽設置補助金や管理経費補助金などを準備し推進していますが、設置台数は令和4年までで事業開始以来、およそ640基を超えるまでに至っています。

しかし、普及して20数年が経過し処理されるものが異種類のため、処理槽の中で内部経年劣化や部品への負荷などが原因で結果的には嫌気ろ床槽のろ材受けが脱落することが多く見受けられ、20数万円という予定にない額の修理費用が必要になることがわかり、ここ数年で数件の修理業者への支払いが負担になっています。今後このようなことが増えることが予想されるなか、町が浄化槽推奨している以上、不具合が発生した場合は修理費を立替え、浄化槽管理者には分割納付していただく計画を立ててくべきと考えますがいかかでしょうか。

○答弁 村椿哲朗町長

山下議員のご質問にお答えします。

合併処理浄化槽は、下水道処理区域以外の地域において、家庭から出る生活排水を浄化し、処理 水を自然環境へ放出する設備で、水質汚濁の防止と公衆衛生の向上に寄与するものであります。

町では、公共用水域の保全と公衆衛生の向上のため、国の「循環型社会形成推進交付金」を活用し、個人住宅等において合併処理浄化槽を新たに設置する場合には、平成5年度より補助金を交付することで設置整備を推進してまいりました。また、処理水の放出については、浄化槽法で定められた水質基準を満たす必要があり、法定検査や点検、清掃などの適正な維持管理が必須であることから、浄化槽管理者の負担軽減を図るため、当該経費に対して町単独事業として3分の1の補助金を交付してきたところであります。

議員ご指摘のとおり、町の補助制度施行からしますと、本町にある合併処理浄化槽は、古い物で30年を経過しております。

設置環境や使用状況により違いはあると思われますが、浄化槽本体の耐用年数は、必要な保守や 修理を行うことで概ね30年とされており、現在使用されている浄化槽の内部は老朽化や腐食によ り不具合が発生している設備があることは承知しております。

合併処理浄化槽が健全に機能しなければ、水質の汚濁により、本来の目的である公共用水域の保全が図れないことから、適正な維持管理を実施して頂くためにも管理者の負担軽減について対策を講じる必要があるものと考えております。

議員ご質問の修繕費用の立替及び分割返済につきましては、他の資金貸付事例等を調査し、制度

設計について検討してまいりますのでご理解願います。

○質問 片原康夫議員「ゴミ収集に関するサービス向上について」

愛別町外3町塵芥処理組合は、昭和47年2月5日に設立し、現施設の多くは平成10年4月1日よりゴミ処理事業を遂行しています。

我が郷土令和5年2月号記載、中央2区との町長と語ろう「まちづくりトーク」では、可燃ゴミの収集日が月曜・水曜となっており間隔が短い。量がかたよるのを改善するため、間隔を空けることは可能か?との問いに、可燃ゴミの処理施設での受入日は、塵芥処理組合を構成する、4 町で協議し決めているため、本町だけの意向を通すことは難しい。との答弁がされていました。

しかしながら、生活環境も変わり、各種ゴミの量も変化しています。

収集日の変更以外で、当町としてできる事はないか町長に伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

片原議員のご質問にお答えします。

愛別町外3町塵芥処理組合は、設立以来51年が経過しておりますが、計画的な修繕等の実施により、施設の長寿命化を図っているところであります。また、ここ数年は、コロナ禍の下、各種施設等において、利用等の制限がありましたが、本施設は、業務を休止することができない施設であり、感染防止対策・衛生管理を徹底の上、業務を継続してまいりました。

さて、本町の可燃ごみの収集日程につきましては、毎週月曜日と水曜日の収集区域か、毎週火曜日と金曜日の収集区域のいずれかの日程になっております。

これまでも、毎週月曜日と水曜日の収集区域の町民より、収集日程の変更が出来ないか、要望をいただいた経緯がありますが、「4町の協議により、現在の収集日程が決定していることから、収集日程を変更することは難しい」と回答をしてきたところであります。

現在、可燃ごみのごみ出しについては、市街地では戸別収集、農村地域では拠点収集を実施しており、戸別収集においては、それぞれのご家庭において、カラスや獣(クチモノ)よけの防護ネットやごみ箱等を用意し、対応をしていただいており、拠点収集では、各地域においての管理をお願いしているところであります。

今後におきましても、現在の状況を維持しながらの収集となりますことをご理解願います。

○質問 加藤 功議員「公営住宅のオール電化料金の助成について」

長引くコロナ禍と国際情勢のもと、電気、灯油、食料品等の物価上昇で町民の生活が大変苦しくなってきています。

私が独自にアンケート用紙をつくり町内に配布しておりますが、現在のくらしは以前と比べて苦

しくなったと回答されています。

そこで、今日は公営住宅のオール電化料金の助成についておたずねします。

そもそも公営住宅は低所得者対策として建設されているものです。入居者からの声は個別に違いがあると思いますが、2月分でびっくりした額になっていたと話されておりました。今後について報道によれば本年度はさらに値上げされると聞いています。町として町民の命とくらしを守るために何らかの対策を打たなければならないと思います。

私の提案としては寄附金(ふるさと納税)現在高5億5,000万円の一部を暫定的に助成してはどうかと思いますが町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

加藤議員のご質問にお答えします。

コロナ禍による経済の低迷から、ようやく抜け出しつつありますが、ロシアによるウクライナ侵攻など不安定な世界情勢の中、原油等の価格高騰により町民皆様の生活は厳しい状況が続いていると承知しております。

電力会社におきましても、燃料価格の高騰、円安の進行などにより供給コストが上昇しているとのことから、燃料調整制度上限額の撤廃、本年6月からさらなる料金の値上げを国に申請しており、 生活はさらに厳しさを増すものと捉えております。

議員ご質問の「公営住宅のオール電化料金の助成」についてでありますが、本町の公営住宅の一部に電気調理器や電気給湯器を整備している住宅はございますが、全てを電気で賄っているオール電化住宅はございません。

入居者に対する電気料金の助成についてでありますが、確かに公営住宅は、住宅に困窮する低額 所得者に対して低廉な家賃で賃貸することで、生活の安定を図っていただくことを目的としており ます。しかし、電気料金への助成につきましては、低所得者への救済とするならば、公営住宅入居 者に限定するべきでは無いものと考えます。

また、令和4年第5回町議会臨時会において補正予算のご議決をいただきました、電力・ガス・ 食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業では、住民税非課税世帯等を対象に、一世帯あたり五万 円の支援を実施しておりますので、現時点での電気料金の助成は考えてはございませんが、今後、 国や道の動向を注視してまいたいと考えておりますのでご理解願います。

○質問 澤田なぎさ議員「がん患者の支援について」

約40年にわたり日本人の死因のトップであるがんは、医療の進歩により"救える病"となりましたが、今は2人に1人はかかる身近な病気ともいわれていて、全国的にがん患者を支える助成事業が開始されています。

この事業は、治療やその副作用により外見の変容に悩むがん患者の心理的及び経済的負担を軽減

し、治療と就労など社会参加への両立を支援するもので、医療用ウイッグ(かつら)や手術痕の形を整える補正具(乳がん術後の方のための下着パット)の購入費用の一部を助成するものです。ウイッグや補正下着などは、金額の幅はあるものの、高額で患者にとっては大きな負担となっています。

自治体によって条件や補助額など様々ですが、当町もがん患者の外見ケアに対する支援制度の創設を望みますが、町長の考えを伺います。

また、男性特有の前立腺がん、膀胱がんの治療や加齢などが原因で尿漏れパッドを使用する男性が増加傾向にあり、当町の方ではありませんが外出時に使用済みパッドを捨てる場所がなく、やむを得ず持ち歩いたとの話を聞きました。使用者が安心して生活できる環境整備として、公共施設の男性トイレにも使用済みパッドを捨てられる汚物入れの箱(サニタリーボックス)を設置するべきだと思いますが、あわせて町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

澤田議員のご質問にお答えします。

現在、本町において、医療用ウイッグ、胸部補正具等の購入費用に対する助成については、実施 しておりませんが、がん治療による外見の変化に対するケア、サポートは、療養生活の質をより良 いものにし、社会参加を促進するために大変重要なものであると認識しております。

国の「がん対策推進基本計画」においては、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を緩和するケア(アピアランスケア)の社会的な問題について、更なる知見の集積を行い、検討が必要であると記述されております。

町としましては、今後とも国の動向について注視していくとともに、助成を実施する他の自治体の状況を踏まえ、身体的、精神的、経済的負担や生活上の不安を和らげ、安心して療養生活及び社会参加ができるよう、がん患者の外見ケアに対する支援策について、検討してまいりますので、ご理解をお願いします。

また、公共施設の男性トイレに汚物入れを設置してはとのことでありますが、公民館「まとまーる」については平成26年4月より、郷土資料館「ここから」は令和3年4月より、汚物入れを設置しており、当面はこの2施設で対応してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いします。